

阪神高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画

平成21年 2月24日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
阪神高速道路株式会社

【目次】

1	高速道路利便増進事業	
1	事業者向け大口・多頻度割引	1
2	時間帯割引	2
3	湾岸線連続利用割引	2
4	会社間連続利用割引	3
5	新神戸トンネル連続利用割引	4
6	池田線端末平日通勤時間帯割引	4
7	西大阪線早朝夜間割引	5
8	京都線時間帯割引	5
9	上限料金を抑えた段階的な対距離料金の額	6
2	高速道路貸付料の額の減額	7
3	一般会計に承継される機構債務	7
4	計画期間	8
5	実施体制	8
6	協定の変更	8

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第7条第2項に基づき共同して作成する高速道路利便増進事業に関する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

1 事業者向け大口・多頻度割引

割引を適用する自動車

阪神東線、阪神西線、阪神南線及び京都線において、ETC車（ETCシステムを利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETCカードを使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。）のうち、ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

なお、上記にいう「ETCシステム」は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「阪神東線」は別紙-1に掲げる路線を、「阪神西線」は別紙-2に掲げる路線を、「阪神南線」は別紙-3に掲げる路線を、「京都線」は別紙-4に掲げる路線をいう（以下同じ。）

割引率

（イ） 車両単位割引

一のETCコーポレートカードごとの月間利用金額に対し、下表の割引率を適用する。

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	15%
30,000円超の部分	20%

（ロ） 契約単位割引

利用者の月間利用額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、当該利用者の当該月間利用額の合計額に対し、10%の割引率を適用する。ただし、平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、割引率は5%とする。

実施期間

- (イ)に定める割引は、平成23年4月1日から平成30年3月31日まで
- (ロ)に定める割引は、平成21年4月1日から平成30年3月31日まで

2 時間帯割引

割引を適用する自動車

阪神東線、阪神西線及び阪神南線を通行するETC車

割引率

下表に定める区分及び時間帯に応じた割引率を適用する。また、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～6:00前	20%
	22:00以後～24:00前	
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前	20%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とし、平日(月曜日～金曜日)は、祝日以外の日とする(以下同じ。)

実施期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日まで

3 湾岸線連続利用割引

割引を適用する自動車

兵庫県道高速湾岸線のうち、阪神東線と阪神西線を連続して通行するETC車又は大阪府道高速湾岸線のうち、阪神東線と阪神南線を連続して通行するETC車。ただし、通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

割引額

割引額は、阪神東線と阪神西線又は阪神東線と阪神南線を連続して通行するごとに、次のとおりとする。

(イ)平成21年4月1日から平成27年3月31日までの割引額

普通車 100円

大型車 200円

(口)平成27年4月1日から平成30年3月31日までの割引額

普通車 200円

大型車 400円

実施期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日まで

4 会社間連続利用割引

割引を適用する自動車

下表左欄の路線(下表中欄の区間の全部又は一部を含む区間を通行する自動車
で、当該区間のみ通行する場合に限る。)と下表右欄の西日本高速道路株式会社又は
本州四国連絡高速道路株式会社が管理する路線を連続して通行するETC車

路線	区間	路線
大阪府道高速大阪池田線 兵庫県道高速大阪池田線	豊中南(名神)出入口から池田木部出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
大阪府道高速大阪松原線	松原JCTから平野出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線又は 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
兵庫県道高速北神戸線	西宮山口JCTから箕谷出入口まで	高速自動車国道中国縦貫自動車道
兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路2号線	布施畑JCTから伊川谷JCT、箕谷出入口又は神戸長田出入口まで	一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)
兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路2号線	伊川谷JCTから藍那出入口又は白川南出入口まで	一般国道2号(第二神明道路)

割引額

割引額は、1回の通行につき、次のとおりとする。

普通車 100円

大型車 200円

実施期間

平成23年4月1日から平成30年3月31日まで

5 新神戸トンネル連続利用割引

割引を適用する自動車

兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）を連続して通行するETC車

割引額

（イ）平成21年4月1日から平成23年3月31日までの割引額

普通車 300円

大型車 600円

（ロ）平成23年4月1日から平成27年3月31日までの割引額

割引額は、阪神西線における利用距離に応じて、普通車については最大400円、大型車については最大800円とする。

（ハ）平成27年4月1日から平成30年3月31日までの割引額

割引額は、阪神西線における利用距離に応じて、普通車については最大500円、大型車については最大1,000円とする。

実施期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日まで

ただし、兵庫県道高速神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）を連続して通行するETC車への当該割引の適用は、平成23年4月1日から実施する。

6 池田線端末平日通勤時間帯割引

割引を適用する自動車

別紙 - 5 に定める区間のみを通行するETC車

割引額

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前	150円	300円
	17:00以後～20:00前		

実施期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日まで

7 西大阪線早朝夜間割引

割引を適用する自動車

別紙 - 6 に定める区間のみを通行する E T C 車

割引額

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
全日	0:00 以後 ~ 6:00 前	80円	150円
	22:00 以後 ~ 24:00 前		

実施期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日まで

8 京都線時間帯割引

割引を適用する自動車

京都線を通行する E T C 車

割引額

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に通常料金に対して同表の割引額を適用する。

(イ) 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日 ~ 金曜日)	6:00 以後 ~ 9:00 前	200円	400円
	17:00 以後 ~ 20:00 前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00 以後 ~ 24:00 前		

- (口) 平成23年4月1日から平成30年3月31日まで
) 別紙 - 7 に定める区間のみを通行する場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	200円	400円
	17:00 以後～20:00 前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00 以後～24:00 前		

-)) に定める通行以外の通行の場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	150円	300円
	17:00 以後～20:00 前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00 以後～24:00 前		

実施期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日まで

9 上限料金を抑えた段階的な対距離料金の額

平成23年度以降に導入する対距離料金の額については、上限料金を抑えた段階的なものとし、その適用までの間において、社会経済情勢、ETCの普及状況、社会実験の結果等を勘案しつつ、別紙 - 8 に掲げる料金の額を基本として検討し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

2 高速道路貸付料の額の減額

法第7条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

高速道路貸付料の額の減額（百万円）	289,256
-------------------	---------

3 一般会計に承継される機構債務

法第7条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

承継される 機構債務	承継額（百万円）		利率 （％）	償還期限	利息支払期
	元本	利息			
財政融資資金貸付金借入金 14203	16,798	15,397	1,401	1.30	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14204	21,809	20,250	1,559	1.10	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14205	11,180	10,314	866	1.20	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14206	9,331	8,721	610	1.00	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14207	13,489	12,690	799	0.90	平成34年6月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14208	23,683	22,232	1,451	0.90	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14209	30,927	29,232	1,695	0.80	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14210	130,394	124,096	6,298	0.70	平成34年12月20日 6月20日 12月20日
財政融資資金貸付金借入金 14211	17,388	16,548	840	0.70	平成34年12月20日 6月20日 12月20日

（注1）承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

（注2）上表の額は単位未満を端数処理している。

（注3）高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ずる支払利息の軽減額（現行の収支明細における前提条件に基づき算定）を考慮している。

4 計画期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日まで。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告し、必要に応じて本計画の変更を行う。
- (4) 機構及び会社は、本計画のうち、平成23年度以降に実施を開始する事項については、社会経済情勢、ETCの普及状況、社会実験の結果等を勘案しつつ改めて検討し、必要に応じて本計画の変更を行うものとする。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

別紙 - 1

- ・大阪府道高速大阪池田線
- ・大阪府道高速大阪守口線
- ・大阪府道高速大阪東大阪線
- ・大阪府道高速大阪松原線
- ・大阪府道高速大阪堺線
- ・大阪府道高速大阪西宮線
- ・大阪府道高速大阪湾岸線（大阪市西淀川区中島二丁目地先から泉大津市臨海町一丁目までの区間）
- ・大阪府道高速大和川線
- ・大阪府道高速道路森小路線
- ・大阪府道高速道路西大阪線
- ・大阪府道高速道路淀川左岸線
- ・兵庫県道高速大阪池田線
- ・兵庫県道高速大阪西宮線（西宮市武庫川町から尼崎市東本町一丁目までの区間）
- ・兵庫県道高速湾岸線（西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町地先までの区間）

別紙 - 2

- ・兵庫県道高速神戸西宮線
- ・兵庫県道高速大阪西宮線（西宮市今津水波町から同市武庫川町までの区間）
- ・兵庫県道高速湾岸線（神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間）
- ・神戸市道高速道路2号線
- ・兵庫県道高速北神戸線（神戸市西区伊川谷町潤和から同町井吹までの区間のみを通行する自動車を除く）
- ・神戸市道高速道路北神戸線

別紙 - 3

- ・大阪府道高速湾岸線（泉大津市臨海町一丁目から泉佐野市りんくう往来北までの区間）

別紙 - 4

- ・京都市道高速道路 1 号線
- ・京都市道高速道路 2 号線

別紙 - 5

- ・大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線（大阪府池田市桃園二丁目から同市木部町までの区間）

別紙 - 6

- ・ 大阪市道高速道路西大阪線（大阪市大正区三軒家東三丁目から同区港区弁天五丁目までの区間）

別紙 - 7

- ・京都市道高速道路 1 号線（京都市山科区西野山桜ノ馬場町から同市伏見区深草中川原町までの区間）

上限料金を抑えた段階的な対距離料金の額

E T C車にあっては、普通車の料金の額は、阪神東線、阪神西線及び阪神南線ごとに、利用した出入口等（入口、出口又は西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社又は神戸市道路公社の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。）の間の距離（以下、「利用距離」という。）に応じて、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの期間にあっては、阪神東線については600円から800円、阪神西線及び阪神南線については450円から600円とし、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあっては、阪神東線については500円から900円、阪神西線については400円から700円、阪神南線については400円から600円とする。大型車の料金の額は、普通車の料金に2を乗じて得た額とする。

なお、E T C車以外の自動車にあっては、普通車の料金の額は、阪神東線、阪神西線及び阪神南線ごとに、利用した出入口等から利用可能な出入口等までの最長利用距離に応じて、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの期間にあっては、阪神東線については600円から800円、阪神西線及び阪神南線については450円から600円とし、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間にあっては、阪神東線については500円から900円、阪神西線については400円から700円、阪神南線については400円から600円とする。大型車の料金の額は、普通車の料金に2を乗じて得た額とする。

以上